

学校法人静岡理工科大学 公益通報制度について

本学園は「公益通報者保護法」（平成 16 年法律第 122 号）に基づき、公益通報の受付に対応するために通報窓口を設置し、公益通報の取り扱いに関する体制を整備しています。

1. 公益通報制度について

本学園では、公益通報及び相談の処理体制ならびに通報者及び相談者の保護に関する必要事項を定めることにより、法令および学園規程に関する違反行為、不正又は不当な行為の発生又は恐れを早期発見及び是正を図るとともに、正当に通報した通報者が通報したことによって不利益な扱いを受けまいよう必要な措置を講じることとしています。

（但し、通報者が不当な目的をもって通報等を行った場合はこの限りではありません。）

→[学校法人静岡理工科大学公益通報等に関する規程. pdf](#)

2. 通報の対象者

- (1) 学園の役員、教職員および退職者（退職後 1 年以内の者）
- (2) 学園に勤務する派遣労働者及び非常勤職員
- (3) 学園の取引業者の役職員
- (4) 学園の学生・生徒および保護者等

3. 通報の方法および通報の受付

以下の「公益通報・相談受付シート」により、氏名および所属部署等を記入したうえで、EメールやFAXまたは書面（郵送）により通報してください。

《通報様式》

→「[公益通報・相談受付シート](#)」. Word

《通報窓口》

学校法人静岡理工科大学

法人本部 業務推進部 総務課 TEL：054-204-2490, FAX：054-252-2700

監査室 TEL：054-204-2498, FAX：054-252-2700

公益通報用Eメールアドレス E-Mail：houjin-koueki@sist.ac.jp（専用）

4. 通報者の保護等

通報者は通報したことを理由として不利益な取り扱いを受けることはありません。また、調査等の対応上必要な場合を除き、通報者の氏名等、個人が特定されうる情報、通報内容、調査の内容および調査の結果等を他に開示することはありません。

《通報者の保護、個人情報の保護関連に関する相談窓口》

学校法人静岡理工科大学

法人本部 業務推進部 人事課 TEL：054-204-2491, E-Mail：houjin-jinji@sist.ac.jp